

令和5年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和6年3月25日作成)

1 開催日時：令和6年1月23日（火） 午後2時10分～午後2時50分

2 開催場所：船橋市職員研修所 501 研修室

3 出席者

(1) 委員

山口定之委員（副会長）、藤平崇志委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員  
川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、福祉サービス部長、指導監査課長、介護保険課長補佐、高齢者福祉課長補佐

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（5名）

4 欠席者

中村順哉委員、結城康博委員、文川和雄委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事 (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

公開

(2) 令和5年度委託型地域包括支援センター事業評価について(第3四半期終了時)

公開

(3) 介護予防ケアプランの評価期間について

公開

(4) 令和6年度地域包括支援センターの重点事業について

公開

(5) 令和4年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について

公開

6 傍聴者数1名

7 決定事項

(1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

(決定事項あり)

(2) 令和5年度委託型地域包括支援センター事業評価について(第3四半期終了時)

(決定事項あり)

(3) 介護予防ケアプランの評価期間について

(決定事項あり)

(4) 令和6年度地域包括支援センターの重点事業について

(決定事項あり)

(5) 令和4年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について

(決定事項なし)

## 8 その他

なし

### 【委嘱状交付式】

任期が令和5年12月1日～令和8年11月30日の委嘱状を各委員に交付

### 【委嘱状交付式終了後】

#### ○事務局（指導監査課）

地域包括支援センター運営協議会の会長並びに船橋市地域密着型サービス運営委員会の委員長  
の互選に移りたいと思います。事務局の方にて進行させていただきます。

委員の皆様いかがでしょうか。会長・委員長への立候補、あるいはご推薦はございませんで  
しょうか。

#### ○島田委員

はい、千葉県在宅サービス事業者協会の島田でございます。

わたくしは、会長には前期も会長をされていた中村委員に前年度の経験を活かした会の進行を  
お願いしたく、推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（指導監査課）

ありがとうございます。ただいま、『会長には中村委員』とございました。

本日中村委員は欠席となりますが、中村委員からはもし会長の推薦があれば引き受けますとい  
うお話を頂いております。

皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしを頂きましたので、ありがとうございます。中村委員に会長並びに委員長をお願いし

たいと思います。

それでは続きまして副会長・副委員長を選任いたします。皆様、立候補、あるいはご推薦はございませんでしょうか。

○三井委員

船橋市介護支援専門員協議会の三井と申します。

わたくしは、前期同様会長の補佐をする副会長には前期も副会長をされていた山口委員がふさわしいと思っております。推薦をさせて頂きたいと思えます。

○事務局（指導監査課）

ただいま、山口委員に推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは山口委員に副会長並びに副委員長をお願いしたいと思います。

山口委員、恐縮ですけれども副会長席へお移りいただければと思います。

山口副会長並びに副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○山口副会長

ただ今ご承認をいただきまして、引き続き副会長ということで皆様のご協力頂きながら、明確な運営に務めてまいりたいと思えます。なにぶん不慣れではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（指導監査課）

ありがとうございます。以上で委嘱状の交付並びに各会の会長等の選任を終了とさせていただきます。

引き続き、令和5年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会の開催に移らせていただきます。

～令和5年度第3回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和5年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックス1番から5番がついた資料となります。

本日の欠席者ですが、1号委員の結城康博委員、2号委員の中村順哉、7号委員の文川和雄委員が欠席とのご連絡いただいております。

本日の傍聴者希望者は、1名いらっしゃいます。副会長、入室していただいでよろしいでしょうか。

○副会長

はい。それでは傍聴者1名の入室を許可します。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、進行していただくことになっておりますが、本日は会長の中村委員が欠席となっておりますので、同要綱の第3条3項に基づき副会長の山口委員に進行をお願いしたいと思います。副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○副会長

わかりました。

ただ今より、令和5年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。それでは議題に沿って審議を進めていきたいと思っております。

議題の(1)、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課です。

議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、ご説明いたします。資料1の赤のインデックス1番をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。資料のとおり、既に218事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内3事業所、市外1事業所、計4事業所についてご承認をいただきたいと思います。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えております

ので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。説明については以上です。

副会長よろしくお願ひいたします。

○副会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願ひいたします。

○副会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものといたします。

○副会長

それでは、引き続き、令和5年度委託型地域包括支援センター事業評価について(第3四半期終了時)お願ひします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

はい、令和5年度委託型地域包括支援センター事業評価について(第3四半期終了時)ご説明をさせていただきます。

赤のインデックス2番。第3四半期終了時に報告させていただく趣旨でございますが、委託型地域包括支援センターについては公募により委託法人を選定し、選定後6年間はセンター運営が適切に行われているということを条件に毎年度随意契約を行っております。令和6年度においても随意契約するものとしてよろしいか本協議にご審議をいただくものでございます。

資料の全体構成ですが、1ページ目から14ページ目は、行政評価の結果・総括表となっております。15ページ以降が各センターの事業報告となっております。

1ページ目。行政評価の結果を記載しています。

この行政評価でございますが、大きく2つで構成されております。地域包括支援センターの基本業務である「基本点」と、市で設定した重点事業及びセンター独自の取り組みを評価するセンター事業による「成果点」となっており、その下に総合得点が記載されております。各センターそれぞれの評価点については、表のとおりとなっております。1ページ目の「3. 行政評価結果の推移」以降に、それぞれのセンターの年度ごとの評価点の推移を記載しています。

4ページ目、それぞれの項目・実施基準・評価の考え方を記載しています。センターが自己評価を行い、それに対して行政が評価を行うものでございます。

今回は、第3四半期終了時の評価となりますので、第4四半期終了時において実施に至れば評価が変更となる可能性がある項目があることをご了承いただければと思います。

各センターの事業報告内容についてですが、今年度は新型コロナウイルス感染症が昨年5月に

5 類へ移行したことから、地域での活動を再開しているという報告が見受けられました。

また、地域の課題として、地域の担い手不足を課題としているセンターが多かった印象でした。ボランティアの高齢化も担い手不足の一因として挙げられており、船橋市だけでなく全国的にも課題となっておりますが、参考までにセンターの取り組み事例について御紹介したいと思います。79 ページ目の法典地域包括支援センターの報告内容をご覧ください。

「1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」のなかで、法典地域包括支援センターは地域ケア会議で課題となった「閉じこもりや孤立化対策」「認知症対策」「地域資源ネットワーク関係」そして「地域活動の担い手不足」等の対策として、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けての第一歩として、今年度住民主体の通いの場を開催しました。開催にあたっては事前に青少年委員会、中学校、高等学校等の学校関係者とも協働し、当日は中学生、高校生、近隣住民等 28 名が参加したとのことでした。

中学生や高校生など学生に地域活動へ参加してもらうことで、地域の担い手としての役割を担ってもらうだけでなく、学生を通じてその親世代にも地域により関心を持ってもらうきっかけになることも期待されます。

新たな担い手となるボランティアの育成や開発のため、学生や学校にアプローチをするというのも有効的な手段の一つではないかと思いました。

議題につきましては、以上でございます。副会長、どうぞよろしく申し上げます。

○副会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○副会長

皆様よろしいでしょうか。それでは本協議会として、令和 5 年度第 3 四半期終了時における委託型地域包括支援センター事業評価について報告を受け、令和 6 年度の委託継続について、これを承認するものといたします。

○副会長

それでは、引き続き、介護予防ケアプランの評価期間についてご説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

介護予防ケアプランの評価期間について、ご説明させていただきます。赤のインデックス 3 番。

要支援者及び総合事業対象者への介護予防ケアプランでは、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、ケアマネジャーが利用者の抱える課題の解決に向けた具体的な目標、具体策

そして計画期間を設定し、利用者の状態像等に併せて、ケアプランの見直し、評価を行っております。

本市では、令和3年度より計画期間の上限を最長6か月から12か月に変更し、さらに6か月を超える期間の場合は、その中間時と終了時の計2回必ず評価を行うよう運用しておりますが、この評価について、中間時の評価を廃止し、計画期間に合わせて、最長で12か月に1回評価を行うよう見直しすることを提案させていただきます。

見直しの検討にあたりましては、市内の居宅介護支援事業者向けにケアマネジャー調査を実施した際に評価期間に関する設問を設けるなど、居宅のケアマネジャーに対しても意見聴取をしております。

その設問に対しましては、「毎月のモニタリングで状態を確認していて、必要があれば見直しを行っている」「要支援の利用者の方は比較的状态が安定しており、変化があった場合はその都度プランの見直しなどを行っている」などの意見が多く挙がりました。

また、包括の主任ケアマネジャー会議などでも、これらのアンケート結果も踏まえ検討を行い、評価期間の見直しを図ったとしても、適切なケアマネジメントの実施が可能との方向性が示されたことから、今回見直しについての提案をさせていただきます。

また、評価にかかるケアマネジャーの業務負担が見直しをされることで、軽減されることも期待されます。

運用開始日については計画期間が令和6年4月1日以降開始の介護予防ケアプランから適用したいと考えております。

議題につきましては、以上でございます。副会長よろしく申し上げます。

#### ○副会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

#### ○副会長

要支援1・2の方々への、予防ケアプランのプラン内容の評価期間が最長12か月に1回が相当かという検討ですよ。

モニタリングの頻度としては特に変更はないのでしょうか。ある程度の頻度は必要かと思っはいるのですが。

#### ○事務局（玉川係長）

モニタリングの頻度につきましては、現状は要支援のかたに3か月に1回というかたちですが、国の方で今、検討をしているのはICTを活用したり、本人の同意が得られて状態が安定しているかたであれば、6か月に1回というかたちでも良いのではと議論がされていまして、それに沿っ

たかたちで整理していくことを予定しているところです。

○副会長

はい、ありがとうございます。

○副会長

皆様よろしいでしょうか。それでは本協議会として、介護予防ケアプランの評価期間について報告を受け、評価期間を見直すことについて承認するものといたします。

○副会長

それでは、引き続き、令和6年度地域包括支援センターの重点事業についてご説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

令和6年度の地域包括支援センター重点事業について、報告いたします。資料の赤のインデックス4番になります。

重点事業でございますが、当該年度において、特に重点的に取り組む必要があるものを設定しまして、市としての推進を図るものでございます。

令和6年度の重点事業のテーマとしましては、「認知症総合支援業務」とさせていただきます。

選定の趣旨ですが、船橋市では「認知症の人にやさしい船橋」を目指し、認知症初期集中支援チームの設置、認知症家族交流会、認知症カフェの開設支援、認知症高齢者徘徊模擬訓練の実施、認知症サポーター養成講座の実施など様々な取り組みを実施しており、さらに認知症サポーターの活用促進として、チームオレンジの体制整備を進めてきたところですが、国においても「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月より施行され、認知症の重要性が高まっております。認知症になっても、ご本人やご家族が安心して暮らせる地域を実現するため、今後地域包括支援センターの役割はさらに重要となってくるため、認知症総合支援業務を次年度の重点課題としました。

具体的な視点は3点ございます。

1. 本人の意思を尊重した認知症相談支援の実施

認知症ご本人やその家族等からの相談に対し、本人の意向を十分に尊重したうえで、安心した日常生活を継続できるよう既存のネットワークや個別ケア会議、認知症初期集中支援チーム等を活用し、適切な医療・福祉サービスを提供できているか。

2. 認知症への理解を深めるための普及・啓発

地域における認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの開設支援、周知など、認知症

への理解促進を図るための効果的な取り組みが実践されているか。

### 3. 地域での見守り体制の構築

地域の支援ニーズや社会資源状況を把握し、地域住民や地域団体、関係機関等と積極的に連携を図り、チームオレンジの体制整備に向けた取り組みやチームオレンジ活動の周知など、安心して暮らせる地域づくりに資する取り組みが実践されているか。

以上の3点を具体的な視点として設定しております。

議題の4については、以上となります。副会長、よろしくお願ひいたします。

○副会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○副会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和6年度地域包括支援センターの重点事業について、これを承認するものといたします。

○副会長

それでは、引き続き、令和4年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算についてご説明をお願いします。

○事務局(地域包括ケア推進課)

地域包括ケア推進課 玉川です。

資料5、令和4年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては決算額の内容以外は、今年度5月に開催した第1回運営協議会にて報告しておりますので、本日は主要な決算額についてのご報告とさせていただきます。

なお、収支の決算につきましては、市議会及び本協議会開催時期の関係から今回の報告となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、地域包括支援センター運営協議会の開催実績でございます。

令和4年度は、全体で3回開催しており、決算額は227,992円となります。

次に、直営の地域包括支援センター、5センターに係る経費です。直営の地域包括支援センター職員の人件費及び地域包括支援センター運営費により構成されております。

地域包括支援センターに係る経費については、介護保険事業特別会計より支出することとなりますが、それぞれの業務に応じ、包括的支援事業と介護予防・生活支援サービス事業とで支出する項目が分かれております。

これは、直営の地域包括支援センターに限ったことではなくて、委託型地域包括支援センター及び在宅介護支援センターについても同様に整理しております。金額は一般人件費につきましては、約 172,000,000 円、2. 会計年度任用職員の人件費につきましては約 73,000,000 円、3. 地域包括支援センター運営費は約 17,000,000 円となっております。

続きまして、2 ページ。1 の介護予防ケアマネジメント事業です。

基本チェックリストの実施、並びに要支援 1、2 と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施したものでございます。決算額は 4 ページの下段に記載がございます。132,387,932 円となっております。

5 ページをごらんください。2. 包括的支援事業。総合相談支援事業になります。

こちらは、相談実績となり、以前報告させていただいている内容ですので、のちほどご確認いただければと思います。

6 ページ。在宅介護支援センター運営事業でございます。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの「協働機関」として、地域の身近な相談窓口としての役割を担っております。宮本在宅介護支援センターが地域包括支援センターに移行したことに伴い、令和 3 年度の 16 か所から令和 4 年度は 15 か所となっております。

在宅介護支援センターに係る決算額でございますが、129,235,580 円となっております。

7 ページ。権利擁護事業でございます。

高齢者虐待防止関係といたしまして、高齢者の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、また「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会を 1 回、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議を 5 回、開催いたしました。

こちらの事業の決算額につきましては、859,924 円でございます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業でございます。

包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員のネットワークの構築等を行う事業でございます。

令和 4 年度は、船橋市介護支援専門員協議会様との共催により介護支援専門員向けの研修を 1 回、主任介護支援専門員向けの研修を 1 回開催しております。加えて主任ケアマネジャー向けの地区研修会を 5 回開催しております。実績等は記載のとおりとなっております。決算額は 222,607 円となっております。

(4) 認知症総合支援事業の内、認知症初期集中支援チームについて報告いたします。

認知症初期集中支援チームは、令和 3 年度より市内 5 チームを高齢者人口で 2 グループに分け、それぞれのグループにチーム医を配置するという運用となっております。

こちらの事業の決算額は、1,210,000 円でございます。

(5) 地域ケア会議推進事業でございます。

地域づくりの一環といたしまして、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議

が主体となり講演会等の開催や、自立支援ケアマネジメント検討会議、地域ケア会議事務局向け研修会に係わる事業でございまして、決算額は、1,804,600円となります。

(6) 地域包括支援センター委託事業でございます。

事業報告等は先ほどさせていただいておりますので、決算額のみ報告させていただきます。こちらは9か所の委託地域包括支援センターの事業といたしまして、414,287,788円でございます。

令和4年度に、宮本在宅介護支援センターが宮本・本町地域包括支援センターに移行したことにより、委託地域包括支援センターは8か所から9か所となっております。

3. 指定介護予防支援事業です。

要支援1・2と認定された者に対する介護予防支援を実施したものでございます。こちらで計上されている主な事業費は、直営の地域包括支援センター5か所が指定居宅介護支援事業所に委託した際の委託料で、それらも含めた決算額は、23,608,131円となります。

収支決算（総括表）になります。

地域包括支援センターに係る歳入及び歳出を取りまとめたものでございます。

主な内容についてはさきほどまでに、ご説明させていただいておりますので、こちらについては、のちほどご確認いただければと思います。

説明については以上となります、よろしく申し上げます。

○副会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和4年度地域包括支援センター事業報告書及び収支決算について、報告を受けたものといたします。

○副会長

議題につきましては以上となりますが、その他各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○副会長

事前に質問をしていないのですが2点ほど意見という事で。

赤のインデックス1番の介護予防給付ケアマネジメント業務の委託について、進捗状況が分かればと。今後、居宅介護支援事業所も要支援の方々のケアプラン作成を直接担当出来るということで介護保険の制度が変わるという事を聞いております。その対応について船橋市の現在の状況が伺えればというところと、それに関連して今現在、居宅介護支援事業所は包括支援センターから委託を受けてケアプラン作成しています。その委託契約について扱いは今後どうなっていくのか情報提供いただければと思います。如何でしょうか。

○事務局(玉川係長)

まず、1点目の予防支援ですが、居宅介護支援事業所は令和6年4月から指定を取れるような形になると国のほうは動いていくかたちでございます。市のほうも国からの情報を収集して情報共有等を図っていく次第でございます。船橋市内の居宅介護支援事業所が、どのくらい予防の指定を取るかということについて、ケアマネジャー調査の設問の中に入れて把握等に努めております。実際に令和5年8月調査の際、居宅介護支援事業所からの回答の約3割が予防の指定を取ることを検討しているという回答でございました。ただ、報酬単価・法人の意向が決まっていないという状態での回答でしたので、今後どうなるかという状況ですが、このようなかたちで市内の居宅介護支援事業所へ状況・意向の調査に努めているところでございます。

2点目の委託契約について、来年度から居宅介護支援事業所も指定が取れるようになったとしても、今現在のように地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託することが出来ると伺っておりますので、引き続き地域包括支援センターから委託というかたちでお願いをすることがあるという状況です。

#### ○副会長

ありがとうございます。もう1点。赤のインデックス4番。

重点事業のところ、認知症総合支援について大変重要な施策だと思っております。これに付随するといいますかやや陰に隠れている感じで、認知症と間違えやすい疾患として、老人性うつ病ですとか老人性のうつ症状の方々が比較的影に隠れるようなかたちで沢山いらっしゃるのではないかと薄々感じています。私共の事業所のデイサービスでもコロナが始まってから外に出て、人と接して感染が怖いからデイサービスを休まれたり、家に引き籠るとい方がいましたが、後ほどケアマネさんから聞くとその方がうつと診断を受けて、精神医療に繋げて受診或いは往診で対応してもらっているというような話を聞くことがコロナをきっかけに多くなってきているように感じています。あと一定数認知症とくくられている方々の中にもそういう方が含まれているのではないかと感じていて、症状の鑑別ですとか、これは保健所の精神の管轄になるのかわかりませんが、ひとくくりにして対策を打とうというだけでは足りない部分があるのではないかと思っています。先ほどの資料で赤川先生が地域ケア会議の講演会で、認知症とその他精神症状の鑑別というテーマで講演されているのを見受けしましたが、識別というところだと認知症のかたは年単位で症状が強くなっていきますが、老人性うつの方は月単位で身の回りのことをしなくなってくる。認知症のかたは年単位で例えば記憶障害など段々と進行していくが、老人性うつの方は月単位で例えば、夏のお盆の時に家族が実家に行った時には何とも無かったけれども、秋ぐらいにもう一回行ってみると家の中がゴミ屋敷に近い状態になったとか、何日も着替えていないような服を着ていたり、お風呂に入っていないような状態であったりして、一般のかたからすると見間違えやすいといいますか、そのような方が一定の割合あるのではないかと。認知症施策事業を推進しながらそういった方がいるということを中心に留めておくという着眼点があってもいいのかなと思いい見としてあげさせていただきました。

○事務局(窪田課長)

ご意見ありがとうございます。専門の先生等とご相談をさせていただく機会がございますので、今ご意見をいただいたところについて、どのようなかたちで市のほうで何かやっていけることがあるのか引き続き考えていきたいと思えます。

戻りますが、介護予防支援のところでは、国の報酬単価の案が出まして地域包括支援センターが実施する報酬と直接指定をとる事業所との間で30点の報酬の差が示されました。30点の報酬の差で事業所様が運営の中でどのように考えていくのか今後機会を捉えまして、事業所様と意見交換させていただいて、今後私共の契約事務等々を考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○副会長

各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○副会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願ひします。

○事務局(地域包括ケア推進課 課長補佐)

次回定例会につきましては、5月頃の開催を予定しております。日程の詳細等が決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれもちまして、令和5年度第3回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。